

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例
(平成 27 年条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例
の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 155」を「100 分の 157.5」に、
「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号））

改正後	現行	備考
<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	

○第2条による改正（青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例）

改正後	現行	備考
<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</p>	<p>（特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）第2条第1項、第17条の3第1項および第2項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当ならびに青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例</p>	

<p>(平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(平成27年条例第30号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第17条の3第1項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、同条第2項中「適用を受ける職員」とあるのは「適用を受ける職員または特定任期付職員」と、第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> (<u>施行期日等</u>)</p> <p>1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。</u></p>		

青梅市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する
 条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合の見直しに合わせて、特定任期付職員に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のように改め、年間で0.05月の引上げを行う。(第5条関係)

※割合は、月数に換算したもの

(1) 平成28年12月期の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	1.55	1.55	—
12月	<u>1.75</u>	<u>1.70</u>	<u>0.05</u>
計	<u>3.30</u>	<u>3.25</u>	<u>0.05</u>

(2) 平成29年6月期以後の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	<u>1.575</u>	<u>1.55</u>	<u>0.025</u>
12月	<u>1.725</u>	<u>1.70</u>	<u>0.025</u>
計	<u>3.30</u>	<u>3.25</u>	<u>0.05</u>

3 施行期日等

(1) 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成28年12月1日を基準日とする期末手当から適用する。

(2) 2(2)の改正 平成29年4月1日